

2012年6月19日 全11頁

消費税増税時の逆進性・低所得者対策のQ&A

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

消費税の逆進性、給付つき税額控除、軽減税率について解説

[要約]

- 現在、消費税率を10%に引き上げる税制改正法案が国会審議中である。消費税には逆進性があり、低所得者ほど負担が重くなりやすい性質を持つ。このため、消費税増税時には、逆進性・低所得者対策が必要とされる。
- 本稿では、消費税の逆進性、給付つき税額控除、軽減税率についてQ&A形式で解説する。

[目次]

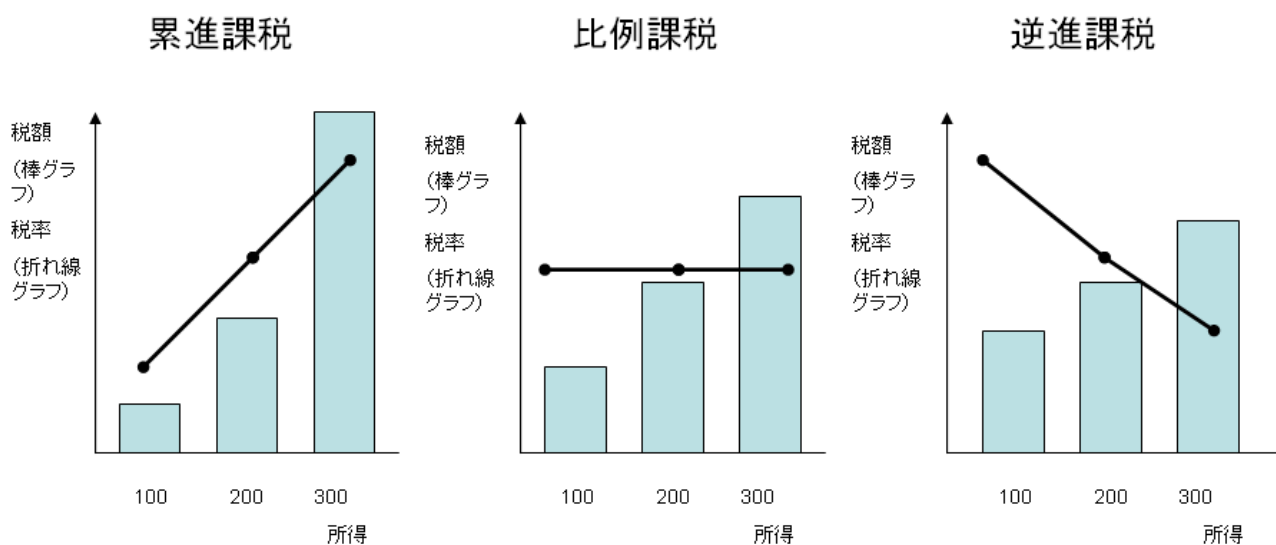
Q1. 消費税の「逆進性」とは何か？	2 ページ
Q2. 「消費税には逆進性はない」と考える人もいるが、その理由は？	4 ページ
Q3. 消費税の逆進性対策・低所得者対策としては、どのような対策が考えられるのか？	5 ページ
Q4. 給付つき税額控除は、どのような制度か？	7 ページ
Q5. 給付つき税額控除が、所得の多い人にも適用される可能性はあるか？	8 ページ
Q6. 軽減税率を設ける場合、どのような物やサービスの税率を軽減するのか？	9 ページ
Q7. 軽減税率を設ける場合、インボイス制度が必要となる理由は？	10 ページ

Q1. 消費税の「逆進性」とは何か？

A1. 一時点で見て、低所得者ほど所得に占める消費税負担額の割合が多くなる性質のことである。消費税が逆進性を持つ理由は、低所得者ほど年間の所得に占める消費の割合が高くなる（貯蓄の割合が少なくなる）傾向があるためである。

- 所得¹に応じてどのように税を負担するかという点で税制を分類すると、累進課税、比例課税、逆進課税の3種類に分けられる。3種類の税のイメージは、以下の図表1に示される。
- 累進課税とは、所得が多い者ほど所得に対して高い割合の税を負担する税である。所得税のうち総合課税が適用される所得（給与所得、事業所得など）については、所得の多い者ほど（正確には、課税所得が多い者ほど）高い税率が適用されるので、累進課税と言える。
- 比例課税とは、所得の額によらず、所得に対して一定率の税を負担する税である。所得税のうち分離課税が適用される所得（土地の譲渡所得、株式譲渡所得、預貯金や公社債の利子など）については、所得の金額によらず一定の税率が適用されるので、比例課税と言える。
- 逆進課税とは、所得が少ない者ほど所得に対して高い割合の税を負担する税である。個人住民税の均等割については、非課税の者を除いては、一律の税額（2012年度の標準税率は年4,000円）が適用されるので、（非課税の者を除いては）逆進課税と言える。

図表1 累進課税、比例課税、逆進課税のイメージ



(注)ここでの「税率」とは、所得に対する税額の割合のことである。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

¹ 税法上、「所得」と「収入（年収）」は異なる概念であるが（例えば、給与所得者の場合、給与収入から給与所得控除を引いたものが給与所得である）、Q1では、説明の便宜上、「所得」と「収入（年収）」は区別しない。

○一般的には、逆進課税であっても、所得が多い者ほど多い税額を負担するようになるか、所得によらず一定額を負担するように設計される。所得の少ない者の方が高い税額を負担する税が設計されることは稀である²。

○消費税は、所得にかかわらず、消費税の課税対象となる消費額に対して一定率の税を課すものである。このため累進課税か逆進課税かを判別するためには、所得と「課税対象となる消費額」の関係を調べなければならない。

○以下の図表 2 が、「家計調査」をもとに推計した、世帯年収別の消費税負担額と年収に対する割合である。「第 1 分位」とは、全ての世帯を年収の低い世帯から高い世帯まで順に 5 つのグループに分けたとき、年収の低い方から 1 番目のグループの世帯のことである。「第 1 分位」が最も年収の低いグループ、「第 5 分位」が年収の最も高いグループである。

図表 2 年収（5 分位階級）別の消費税負担額と、年収に対する割合の推計（単位：円）

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
世帯主の平均年齢(歳)	63.5	59.2	54.9	51.7	52.8
A 平均年収	1,710,000	3,150,000	4,400,000	6,170,000	10,640,000
B 消費税課税対象の消費額(注1)	1,369,104	2,143,308	2,552,724	3,011,604	4,189,956
C 年収に占める消費税課税対象の消費額の割合(B/A)	80.06%	68.04%	58.02%	48.81%	39.38%
D 消費税負担額(注2)	65,195	102,062	121,558	143,410	199,522
E 年収に占める消費税負担額の割合(D/A)	3.81%	3.24%	2.76%	2.32%	1.88%

(注1) 消費税課税対象の消費額は、「消費支出」の金額から、「家賃地代」、「保健医療」、「教育」の支払額を差引いて推計した。

(注2) $B \times (5/105)$ として算出し、円未満を四捨五入した。

(出所) 総務省「家計調査」(2010年、総世帯)のデータを元に大和総研金融調査部制度調査課作成

○図表 2 を見ると、最も年収の低いグループである「第 1 分位」の世帯の消費税負担額が年収の 3.81% であるのに対し、最も年収の高いグループである「第 5 分位」の世帯の消費税負担額は年収の 1.88% である。

○年収の低い世帯ほど、収入のうち（消費税課税対象の）消費に回す割合が多く、結果として年収に占める消費税負担額の割合が高くなる傾向が見られる。このため、消費税は逆進課税、ないし「逆進性」を持つ税だと言われている。

² 総務省統計局の「家計調査」によると、所得が少ない者ほどたばこ消費の絶対量が多い傾向にある。このため、「たばこ税」は結果的に、所得が少ないほど納税額が多くなる税となっている。

Q2. 「消費税には逆進性はない」と考える人もいるが、その理由は？

A2. 生涯に稼いだ可処分所得を一生のうちにすべて消費すると仮定すると、「生涯を通じて消費税の税率が同じであり、すべての消費に消費税が課税される」という条件の下では、可処分所得に対する消費税負担額の割合は（可処分）所得によらず一定となる。この考えの下では、消費税に逆進性はないと考えることもできる。

- Q1 で見た消費税の逆進性は一時点（1 年間）の収入と消費税負担額の関係であった。では、生涯を通じた収入と消費税負担額の関係はどうか。
- ある時点で消費に回さず貯蓄するのは、将来いつかの時点で消費を行うためと考えられる。一時点で見れば、消費に回さず貯蓄した分には消費税は課税されないが、将来その貯蓄を消費に回したときには消費税が課税されることになる。
- 生涯に稼いだ可処分所得を、一生のうちにすべて消費すると仮定すると、「生涯を通じて消費税の税率が同じであり、すべての消費に消費税が課税される」という条件の下では、可処分所得に対する消費税負担額の割合は（可処分）所得によらず一定となる。
- これを、単純化したモデルで説明する。1 人の人生を、「現役時代」と「高齢時代」の2つの期間によって表されるものとする。可処分所得を必ず生涯で使い切り、すべての消費に消費税が課税されるという条件の下で、「現役時代」と「高齢時代」の可処分所得が異なる3人のモデルを設定し、消費税率を10%として、それぞれの人の生涯の収入に対する消費税負担の割合を表したものが以下の図表3である。

図表3 生涯の可処分所得に対する消費税負担額の割合（モデル例）

単位: 万円	Aさん		Bさん		Cさん	
	現役時代	高齢時代	現役時代	高齢時代	現役時代	高齢時代
可処分所得	800.00	300.00	2000.00	300.00	300.00	200.00
貯蓄の取り崩し		200.00		800.00		30.00
消費額	600.00	500.00	1200.00	1100.00	270.00	230.00
うち消費税負担額	54.55	45.45	109.09	100.00	24.55	20.91
貯蓄の積み立て	200.00		800.00		30.00	
その時の可処分所得に対する消費税負担額の割合	6.82%	15.15%	5.45%	33.33%	8.18%	10.45%
生涯の可処分所得に対する消費税負担額の割合	9.09%		9.09%		9.09%	

人生は、「現役時代」と「高齢時代」の2期間で表せるものとし、全ての可処分所得を生涯で消費し、全ての消費に消費税（税率10%）がかかるものとした。消費税負担額は、消費額の10/110として計算。貯蓄の運用に対する利子はつかないものとした。表示単位未満四捨五入。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

- Aさんは、現役時代に800万円の可処分所得があり、うち600万円を消費し、200万円を高齢時代に向けた貯蓄とする。高齢時代には300万円の可処分所得に加え、200万円の貯蓄を取り崩し、合計500万円の消費をする。このとき、Aさんの可処分所得に対する消費税負担額の割合は、現役時代では6.82%、高齢時代では15.15%、生涯で見ると9.09%である。
- Aさんよりも可処分所得の多いBさん、可処分所得の少ないCさんの例で見ても、ある時点での可処分所得に対する消費税負担額の割合は様々であるが、生涯の可処分所得に対する消費税負担額の割合は9.09%で同じである。

Q3. 消費税の逆進性対策・低所得者対策としては、どのような対策が考えられるのか？

A3. 主に、「給付つき税額控除」、「軽減税率」、「給付による対応」の3つの対応策が考えられる。

- Q1 で確認した通り、消費税は、低所得者ほど収入に占める消費税負担額の割合が高くなる「逆進性」を持つ。Q2 で確認した消費税に逆進性はないとする考え方をとったとしても、高所得者にも低所得者にも可処分所得に対して同じ消費税負担率を求める「比例課税」であり、「累進課税」である所得税と比べて低所得者に厳しい税であることに変わりはない。このため、消費税率を引き上げる際には、低所得者の負担が重くなりすぎないように、配慮が必要であると考えられる。
- 消費税の逆進性対策・低所得者対策としては、主に「給付つき税額控除」、「軽減税率」、「社会保障給付による対応」の3つの対応策が考えられる。政府・与党はこれらのうち、「給付つき税額控除」および「社会保障給付による対応」を主張している。
- 給付つき税額控除とは、主に低所得者に対し、納付すべき所得税や住民税の一定額を差引く「税額控除」を行う策である。通常の「税額控除」では、所得税や住民税の納付額がない（または、少ない）者は、差引く所得税や住民税がないため、低所得者が恩恵を受けられないことがある。「給付つき税額控除」では、差引く所得税や住民税がない（少ない）者には現金が給付される。
- 低所得者にとっては、消費税の負担は大きく増えるけれども、そのかわり所得税や住民税が減ったり現金が給付されたりするので、負担が軽減されるというのが「給付つき税額控除」の考え方である。
- ただし、所得の捕捉が正確にできないと、高所得者にも給付つき税額控除を適用してしまい、不公平感が生じることなどが懸念される。
- 軽減税率とは、食料品や水道・光熱費などの生活必需品に対しては、税率を軽減したり、ゼロにしたりするものである。
- 図表4は、「家計調査」による年収別の「食料」および「光熱・水道」の支出額である。食料や光熱・水道に対する支出が年収に占める割合は、低所得者ほど高く、これらの税率を軽減したり、ゼロにしたりすると、低所得者の負担が軽減されることになる。
- 軽減税率は、低所得者の消費税の負担そのものを抑えようという考え方である。
- ただし、軽減税率の対象品目の設定により業種間の不公平が生じる可能性があることや、事務手続が煩雑になることなどが懸念される。

図表4 年収別の、「食料」、「水道・光熱」の支出額

		第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
食料	年の支出額(円)	408,516	604,944	709,368	806,148	989,124
	年収に対する割合	23.89%	19.20%	16.12%	13.07%	9.30%
光熱・水道	年の支出額(円)	151,308	203,532	222,228	247,752	293,280
	年収に対する割合	8.85%	6.46%	5.05%	4.02%	2.76%

(出所)総務省「家計調査」(2010年、総世帯)のデータを元に大和総研金融調査部
制度調査課作成

- 「社会保障給付による対応」とは、消費税増税分をカバーできるよう、社会保障の給付額を増やすことなどである。現在の国民年金・厚生年金の仕組みには、物価スライドの仕組みが入っており、消費税増税が行われることにより消費税税込みの物価が上がれば、その分だけ年金支給額も引き上げられる仕組み

みとなっている。

○家計調査の収入五分位別に見た「第1分位」の世帯主の平均年齢は、63.5歳（図表2参照）であり、低所得者は年金収入を中心にして暮らす高齢者世帯に多い。消費税率が上がり物価が上がると、この世帯では年金支給額が増える結果になるため、年金の仕組みによって、逆進性対策・低所得者対策ができていると考えることもできる。

○さらに、民主党・自民党・公明党は、年金受給額が少ない者に対して「低年金者への年金加算」を行うことを検討するとしている。また、低所得者や高齢者向けの医療や介護の保険料や窓口負担の軽減などを行うとしている。これらも、逆進性対策・低所得者対策の一つと考えることもできる。

○ただし、物価スライドによる消費税増税分の年金給付増があっても、マクロ経済スライドの実施により、実質的に年金給付額が削減され、相殺される可能性がある³。また、高齢者向けに一律に負担軽減を行うと、所得の高い高齢者にも恩恵が及び、不公平感が生じる可能性もある。「社会保障給付による対応」を考える場合は、どの層にどの程度の所得水準（または消費水準）を確保すべきなのかを丁寧に検証する必要があるだろう。

○以下の図表5は、消費税の逆進性・低所得者対策の特徴をまとめた表である。Q4以降で詳しく説明する。

図表5 消費税の逆進性・低所得者対策の比較表

		給付つき税額控除	軽減税率	社会保障給付による対応
考え方		主に低所得者に所得税・住民税を軽減、または現金を給付することにより、負担を緩和する	生活必需品への消費税を軽減・免除することにより、低所得者の消費税負担を直接軽減する	低所得者など配慮が必要な者に対して、消費税増税分をカバーできるよう、社会保障の給付を増やす
メリット		・軽減税率よりも事務負担が軽減されると考えられる ・制度設計によっては、就労支援や子育て支援などを織り込むことができる	全ての国民がある程度の「軽減税率」の恩恵を受けられるので、理解が得やすいと考えられる	制度設計によっては、真に配慮が必要な者に重点的に給付を行える可能性がある
問題点	低所得者のみに対象を絞れるか？	所得捕捉の精度によっては、高所得者にも恩恵が及ぶ可能性がある	対象品目の購入であれば誰でも軽減税率となるので高所得者にも恩恵が及ぶ	制度設計によっては、高所得者にも恩恵が及ぶ可能性がある
	中立性・公平性	所得捕捉の精度によっては、高所得者であっても給付を受けられる者が出る可能性がある	対象品目の設定によっては、業種間に不公平が生じるおそれがある	制度設計によっては、同じ所得水準でも給付増を受けられるか否かで不公平が生じるおそれがある
	歳出増（税収減）の程度	給付を主に低所得者に絞るため、歳出増（税収減）は比較的小さくなる	対象品目の範囲にもよるが、高所得者にも軽減税率の恩恵が及ぶため、税収減は比較的大きくなる	給付を主に低所得者に絞るため、歳出増は比較的小さくなる
	事務負担	民間事業者においてはあまり生じないものと考えられる	主に民間事業者における事務負担が増える	民間事業者においてはあまり生じないものと考えられる
導入の際に前提となる（望ましい）制度		番号制度を導入すれば、所得捕捉の精度を上げることが可能（ただし、制度導入および運営にコストがかかる）	複数税率を設定する際には、インボイスを導入することが一般的である	・現在の社会保障給付においても所得制限の判定基準が制度によりまちまちである。 ・給付増を行う際には、判定基準となる所得について統一することが望ましい（所得の捕捉については番号制度を活用することも考えられる）

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

³ 拙稿「日本家計中期予測」（『大和総研調査季報』2012年春号掲載）では、2015年度以後にマクロ経済スライドが実施され、消費税増税分による年金給付増の大部分を相殺するものと見込んでいる。

Q4. 給付つき税額控除は、どのような制度か？

A4. 日本では、まだ実施例がない。国会審議中の法案にも、政府の「社会保障・税一体改革大綱」の中にも具体的なスキームは明記されていない。諸外国の例では、政策目的に応じて、低所得者の就労を促す「勤労税額控除」や、子育て世帯への支援を行う「児童税額控除」、低所得者の社会保険料負担を軽減する「社会保険料軽減税額控除」などが行われている。

- 給付つき税額控除とは、主に低所得者に対し、納付すべき所得税や住民税の一定額を差引く「税額控除」を行う策である。通常の「税額控除」では、所得税や住民税の納付額がない（または、少ない）者は、差引く所得税や住民税がないため、低所得者が恩恵を受けられないことがある。「給付つき税額控除」では、差引く所得税や住民税がない（少ない）者には現金が給付される。
- 通常の「給付なし」の税額控除を1万円とし所得税または住民税から控除可能とした場合、所得税と住民税の合計税額が1万円以上である人は、1万円の税負担の軽減を受けることができる。しかし、所得税と住民税の合計税額が5,000円である人は、5,000円しか税負担の軽減を受けることができず、所得税も住民税も税額がゼロの人は全くメリットを受けられない。
- 給付つき税額控除を1万円とした場合は、所得税と住民税の合計額が5,000円である人は、5,000円の税負担の軽減と5,000円の給付を受けられ、所得税も住民税もゼロの人は1万円の給付を受けられる。
- 給付つき税額控除の具体的なスキームは、現在国会審議中の法案には明記されていない。政府の「社会保障・税一体改革大綱」（2012年2月17日閣議決定）の中でもこれから検討するものとされている。
- 諸外国では、様々な目的のために給付つき税額控除が実施されている。以下の図表6に示されるように、就労を条件に税額控除を与えることにより就労を促す「勤労税額控除」や、子を持つ世帯に税額控除を与えることで子育て支援を行う「児童税額控除」は実施例が比較的多い。
- カナダでは一定以下の収入の世帯は消費税を負担しなくてもよいという考え方にに基づき、最低限の収入として設定する一定金額に消費税率を乗じた金額を「給付つき税額控除」として控除または還付する制度を設けている。
- カナダのように消費税相当額を還付する仕組みは消費税の逆進性対策として最も分かりやすい。諸外国の例を見ると、それ以外の目的で「給付つき税額控除」を行うことも考えられる。その場合でも、低所得者の税負担を軽減したり低所得者に給付を与えたりする制度は、消費税の逆進性対策としても有効と言える。

図表6 諸外国の給付つき税額控除の類型

	主な目的	実施国例
消費税逆進性 対策税額控除	消費税の逆進性による低所得者の負担を軽減する	カナダ
勤労税額控除	就労を条件に税額控除を与えることにより、就労を促す	米国、英国、フランス、カナダ
児童税額控除	子を持つ世帯に税額控除を与えることで、子育て支援を行う	米国、英国、ドイツ、カナダ
社会保険料負担 軽減税額控除	低所得者の社会保険料負担を軽減する	オランダ

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

Q5. 給付つき税額控除が、所得の多い人にも適用される可能性はあるか？

A5. 所得を正確に捕捉できない場合、給付つき税額控除が所得の多い人にも適用される可能性がある。番号制度を利用すると、所得捕捉の精度を高めることができる。

- 給付つき税額控除は、主に低所得者に対し、税額控除を与えるスキームである。
- ただし、政府は全ての所得を正確に捕捉できるとは限らない。所得を正確に捕捉できない場合、所得の多い人にも、給付つき税額控除が適用される可能性がある。
- 政府が国民の全ての所得を正確に捕捉できない理由は、主に3つある。
- 捕捉の問題の1つめは、金融所得（特に利子所得）などの源泉分離課税（または申告不要制度）の所得について、個人別に名寄せされないことである。これらの所得については、源泉徴収制度があるために、徴税漏れのおそれは非常に少ないが、それが誰の所得であるのかまでは把握できない。
- 番号制度が導入されれば、納税者ごとの所得情報を政府が名寄せしやすくなる⁴。政府・与党は2015年1月以後、番号制度の利用を開始するものとしており、番号制度を活用して所得捕捉の精度を高めた上で、給付つき税額控除を実施することが検討されている。
- ただし、番号制度を導入しても、全ての所得を正確に捕捉できるわけではない。残り2つの問題があるためである。
- 捕捉の問題の2つめは、自営業者において収入（売上）の捕捉が困難な上に、収入（売上）を仮に正確に捕捉したとしても、私的な消費と必要経費との区別が困難であることである。本来ならば私的な消費として必要経費に認められず「所得」とすべきものも、「必要経費」とされてしまう場合がある。例えば、取引相手との飲食が営業上必要な交際費であるのか、単なる消費行為であるのかの区別はつけ難い。
- 自営業者の所得の捕捉精度を向上するには、番号制度を活用し、多くの取引額を国が捕捉する方法も考えられる。例えば、韓国ではクレジットカード会社の情報や「現金領収書」を活用し、消費者や事業者ごとの取引額や取引内容を国税庁が把握できる仕組みを作っている。制度導入の費用や個人情報保護の必要性などを考えると、韓国の制度をそのまま導入するのは難しい面があるが、今後の対応を検討する上での1つの参考例とはなるだろう。
- 捕捉の問題の3つめは、虚偽申告や故意の無申告などの可能性があることである。この問題については罰則の強化などにより対策する必要があるだろう。
- なお、給付つき税額控除実施の是非にかかわらず、所得は正確に捕捉すべきである。現在の日本の所得控除や税額控除にも、所得制限が設けられているものがある（配偶者控除、扶養控除、住宅ローン減税など）。これらについては、現状、主に給与所得や確定申告された所得をベースに適用の可否を判定しているが、本来ならば全ての所得を正確に捕捉した上で適用可否を判定した方がよいものと考えられる。

⁴ 番号制度がなくとも、上場株式の配当・譲渡所得や先物取引の所得など一部の金融所得の情報については、個人別の支払金額や所得が法定調書により税務署に報告されている。利子所得については現在そのような報告は行われていないが、所得について正確に把握するには利子についても法定調書の提出を求める必要がある。その上で、税務当局がこれらの情報を個人別に名寄せし、他の所得と合算して給付つき税額控除の適用可否を判定する必要があるが、番号制度がないと大変な事務負担が生じてしまう。

Q6. 軽減税率を設ける場合、どのような物やサービスの税率を軽減するのか？

A6. 軽減税率の目的が、低所得者の消費税負担を緩和するためのものであるならば、生活必需品を対象とすべきである。しかしながら、どのような物やサービスを生活必需品とし、軽減税率にするのかの線引きは難しい。また、産業保護の観点などから、生活必需品とは呼べない物やサービスに対しても軽減税率が設定される可能性もある。

○以下の図表 7 が、日本と諸外国の消費税の税率である。

図表 7 日本と諸外国の消費税の税率 (2012 年 1 月現在)

	日本	英国	フランス	ドイツ
標準税率	5%	20%	19.6%	19%
非課税(本質的)(注1)	土地の譲渡・賃貸(注2)、金融・保険等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等
非課税(政策的)(注1)	住宅の賃貸(注2)、医療、教育、福祉等			
ゼロ税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	なし	なし
軽減税率	なし	家庭用燃料及び電力等(5%)	書籍、旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等(7%) 食料品等(5.5%) 新聞、雑誌、医薬品等(2.1%)	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等(7%)

(注1) 非課税品目のうち、本質的なものと政策的なものとの区分は国税庁「税大講本」の分類に従った。

(注2) 日本においては、建物の譲渡および事業用建物の賃貸については消費税が課税される。

(出所) 財務省ウェブサイトおよび「税大講本」をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

- 「非課税」と「ゼロ税率」は、いずれも消費税を課さないものであるが、業者にとっての納付税額に違いが出る。非課税の品目を売り上げた場合、業者は仕入れに支払った消費税額については業者が負担することになる。一方、ゼロ税率の品目を売り上げた場合、業者は仕入れに支払った消費税額について還付を受けることができる。
- 「非課税」とされているものには、消費税の本質にかかわるものと、政策的なものがある。消費税の本質にかかわるものは、土地の譲渡・賃貸や預金・貸出など、「消費」とは言えず課税の対象になじまないものである。一方、住宅の家賃、健康保険適用の医療費、学校の授業料などは「消費」ではあるが、社会政策的な配慮から非課税とされている。
- 諸外国で採用されている「ゼロ税率」と「軽減税率」の品目を見ると、食料品、水道水、医薬品、家庭用燃料及び電力などの生活必需品が見られるが、「国内旅客輸送」(英国)、「宿泊施設の利用」(フランス、ドイツ)といった品目も見られる。
- どのような品目が生活必需品であり軽減税率を適用すべきかの線引きも難しいし、ある商品やサービスがどの品目に分類されるのかの判定も難しい。また、産業保護など、生活必需品か否かとは別の論点から軽減税率が要望されて設定されることも考えられる。
- 軽減税率の設定を巡って、法令・通達などが複雑化し事務負担が増加したり、業界と政治家の癒着構造が生まれたりする懸念もある。

Q7. 軽減税率を設ける場合、インボイス制度が必要となる理由は？

A7. 不正防止の観点から、インボイス制度を導入すべきと考えられる。欧州では、軽減税率とともにインボイス制度が導入されている。インボイス制度がなくとも、軽減税率を設けることは不可能ではないが、消費税の不正控除・不正還付などが懸念される。

- まず、消費税の前段階税額控除の仕組みについて説明する。
- 仕入れを行った事業者はその仕入れの際に支払った消費税を自分が納付すべき消費税額から控除できる。これを「前段階税額控除」と呼ぶ。
- 日本では、この「前段階税額控除」を行う際に、仕入れの際に支払った消費税額を合計するのではなく、仕入れにかかった税込の金額に 5/105 をかけて計算することにより、仕入れの際に支払った消費税額を計算している。
- 一方、欧州では、「前段階税額控除」を行う際、仕入れの際に支払った消費税額を合計する仕組みをとっている。軽減税率と標準税率の複数の税率があるために、仕入れの金額だけを管理しても支払った消費税額を計算できないためである。この際、支払った消費税額を証明するものとして「インボイス制度」が用いられている。

図表 8 日本と欧州の消費税の前段階税額控除のしくみ

	日本	欧州
消費税の税率	単一	複数
前段階税額控除のしくみ	領収書等保存制度	インボイス制度
納付する消費税額の計算方法	課税対象となる売上総額および仕入れ総額から、消費税額を算出する	個別の取引において、売上の際に受け取った消費税額および仕入れの際に支払った消費税額を累計して、納付すべき消費税額を算出する

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

- インボイスとは、消費税の適用税率および適用税額が記載された税額証明書のことである。
- インボイス制度の下では、消費税の納税事業者は、商品やサービスを売上げた際にインボイスを発行する。消費税の課税事業者が仕入れの際に支払った消費税額を納入すべき消費税額から控除（または還付）する際には、インボイスが必要である。
- 欧州では、軽減税率とともに、インボイス制度が導入されている。
- 日本には、インボイス制度はない。業者が仕入れた際に支払った消費税額を控除（または還付）するには、領収書等を保存することが必要となっている。ただし、領収書等には必ずしも消費税の適用税率や税額を記載する義務はない。
- 消費税の税率が複数ある（軽減税率がある）と、何%の税率を適用して消費税額を支払ったのかを証明するインボイスが必要と考えられる。
- インボイス制度なしに軽減税率を導入すると、仕入れ側と売り上げ側で異なる税率・税額を申告することにより、消費税の不正控除・不正還付が行われる可能性が懸念される。また、不正の意図がなくとも、軽減税率が適用されるか否かの判定が困難な物について、仕入れ側と売り上げ側の解釈の違いにより、異なる消費税率により申告が行われることも考えられる。

- 例えば、ある商品を A 社が B 社に税込 10 万円で販売したとする。売り上げた A 社は軽減税率 5%が適用される品目（本体価格 95,239 円、消費税 4,761 円）であるとして、消費税を 4,761 円納付する。一方、仕入れた B 社は標準税率 10%が適用される品目（本体価格 90,910 円、消費税 9,090 円）であるとして、消費税納入額から 9,090 円を控除する（または還付する）。すると、この取引において差額の 4,329 円（9,090 円－4,761 円）分税収が失われる（不正に還付される）ことになってしまう。
- インボイス制度がないと、このような行為があっても、税務署が当該領収書について、仕入れ側の業者と売り上げ側の業者の帳簿を照合しなければ、不正を摘発できないものと考えられる。一方、インボイス制度があれば、仕入れ側の業者と売り上げ側の業者の帳簿を照合する必要はなく、それぞれの業者の帳簿とインボイスの記載が整合しているかのみを調べれば不正を摘発できる⁵。
- インボイス制度がなくても軽減税率を導入することは不可能ではない。しかし、軽減税率を導入するには不正防止の観点からインボイス制度を導入すべきであろう。
- なお、消費税には、取引の品目による課税・非課税のほかに、事業者の資格としての課税・免税の区分もある。インボイス制度には、課税事業者と免税事業者を分ける意味もある。
- 日本では、売上が一定額以下の事業者は、消費税の納税義務がない（免税事業者となる）。
- 日本では、課税対象品目の取引であれば、課税事業者から仕入れたか、免税事業者から仕入れたかにかかわらず、前段階税額控除を適用できる。一方、欧州は、課税対象品目の取引で、かつ課税事業者から仕入れた場合に限りインボイスが発行され、前段階税額控除を適用できる（図表 9 参照）。
- 日本では、仕入れを行う事業者は、仕入れ先が消費税の課税事業者か免税事業者かを把握する必要はない。免税事業者から仕入れを行った際に消費税相当額を支払っていたらその分は免税事業者の利益になる。一方、免税事業者から仕入れを行った際に消費税相当額を支払っておらず、その分の仕入れについて前段階税額控除を適用した場合は、その分は仕入れを行った事業者の利益になる。これらがいわゆる「益税」とされる。
- インボイス制度を導入すると、免税事業者からの仕入れについては、消費税額を控除できなくなる（免税事業者はインボイスを発行できないため）。このため、インボイス制度を導入すれば、仕入れ業者が免税事業者に消費税相当額を支払うことはなくなり、「益税」問題がなくなるとする考え方もある。

図表 9 仕入れを行った際の前段階税額控除の可否

日本		仕入れ先の事業者の資格		欧州		仕入れ先の事業者の資格	
		課税事業者	免税事業者			課税事業者	免税事業者
取引品目	課税	○	○	取引品目	課税	○	×
	非課税	×	×		非課税	×	×

○…前段階税額控除ができる、×…前段階税額控除ができない、網掛けは日本と欧州の相違点。
 (出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

⁵ むろん、インボイス制度があっても、インボイスを不正発行することにより消費税の不正控除・不正還付が行われる可能性もある。だが、インボイス制度がないよりは、不正の摘発は容易になるだろう。